



土地改良区だより

伊佐市大口土地改良区

〒895-2525
鹿児島県伊佐市大口下殿563番地
Tel 0995-22-9013 Fax 0995-22-5528
E-mail midorinet-okuchi@ec3.technowave.ne.jp

- ◇ 組合員の総数 1,576名
- ◇ 地区の総面積 737町6反 (2012.10.22現在)



郡山神社の西側、羽月川の堤防沿いに見事な彼岸花が咲き誇っています。隣接する田んぼを所有される上田 篤さん(郡山)が、二〇〇八年より五年がかりでコツコツと移植されてきたそうです。地域の景観形成のお手本になるといいですね・・・

理事長あいさつ

晩秋の候、組合員の皆様にはお変わりなく、ご健勝にて活躍のことと存じます。

今年台風が多く発生し、本県直撃の憂いに何度もさらされたところでありましたが、大きな被害もなく今秋の取入れを終えられたことと思います。

先の原発事故を受け、太陽光発電を主に様々なクリーンエネルギーへの取り組みが目立ってきております。本区でも用水路等を利用した小水力発電の設置により売電を図り経常経費の一端になればと、積極的に研修会等で検討を進めておりますが、設置費用に関わる補助事業等の未整備により思うような成果にたどり着いていない状況であります。今後も有益な事業展開に努めて参りたいと考えております。

平成十九年度より各地域ごとに取り組んだおりました農地・水保全管理支払交付金事業も本年度より向こう五年間新たに二期目を迎え、中山間地域直接支払交付金事業地区との重複地区等を除く、七つの組織で継続して、精力的な活動を展開して頂いているところであります。

農業農村整備事業費の大幅な削減により、採択までの期間が長引く傾向にあり、要望に即応できない現状の中、「結い」の精神で共同活動こそが、地方の強みではないでしょうか。

少子高齢化が急速に進む中、農地をはじめとする土地改良施設の維持管理にも、限界が見えつつある昨今ではございますが、役員一致結束してこの難局を乗り越えて参りたいと考えております。どうぞ組合員の皆様のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

平成二十四年十一月

理事長 田崎 英治

Ⅱ 平成23年度一般会計及び特別会計収支(仮)決算書について

平成24年7月5日定期監査が実施されました。「平成23年度事業報告及び一般会計ならびに特別会計の収支決算書ならびに財産目録について」厳正なる監査を受け、無事に終わりましたのでここに報告申し上げます。



◇ 一般会計

自:平成23年4月 1日

至:平成24年3月31日

収入

(単位:円)

款 項 目	予算額	決算額	比較 増 ▲減	摘 要
1 組合費	14,937,540	14,937,540		
(1) 経常賦課金	12,726,220	12,726,220		1,750円/a
(2) 県ぼ特別賦課金	2,211,320	2,211,320		
第2山野地区	936,820	936,820		工事費農家負担分
羽月地区	387,820	387,820		〃
第2羽月地区	245,520	245,520		〃
大口中央地区	600,220	600,220		〃
湾洲脇牟田地区	40,940	40,940		〃
(3) 牛ノ子頭首工	0	0		〃
2 使用料	700,000	1,403,560	703,560	
3 補助金及び交付金	65,265,400	65,686,452	421,052	市より償還・単独事業助成等
4 雑収入	10,003,706	10,388,882	385,176	
(1) 雑収入	1,847,906	1,776,146	385,176	電柱敷地料・各種申請手数料・災害復旧個人負担等
(2) 業務受託料	8,155,800	8,155,800		
5 繰入金	18,470,850	18,370,850	▲100,000	担い手支援・経安対策事業
6 繰越金	7,522,504	7,522,504		
合 計	116,900,000	118,309,788	1,409,788	

支出

款 項 目	予算額	決算額	比較 増 ▲減	摘 要
1 事務費	15,573,000	12,054,251	▲3,518,749	
(1) 事務費	15,085,000	11,955,951	▲3,129,049	
(2) 総代会費	488,000	98,300	▲389,700	
2 財産費	1,967,400	1,967,400		特別会計へ繰出金
3 諸負担金	238,000	206,976	▲31,024	
4 借入金利息	10,000	0	▲10,000	
5 維持管理費	6,901,000	5,978,323	▲922,677	水門管理人手当含
(1) 水路費	2,243,000	1,649,488	▲593,512	
(2) 管理費	3,708,000	3,448,835	▲259,165	
(3) 適正化事業費	950,000	880,000	▲70,000	
6 事業費	90,904,500	90,751,796	▲152,704	
(1) 事務費	558,000	505,382	▲52,618	
(2) 負担金	808,000	708,000	▲100,000	
(3) 償還金	89,538,500	89,538,414	▲86	
7 予備費	1,306,100	0	▲1,306,100	
合 計	116,900,000	110,958,746	▲5,941,254	

※ 来年3月の総代会承認をもって決算書とさせていただきます。



◇ 特別会計

① 地区除外決済金積立金

収入

(単位:円)

款 項 目	予算額	決算額	比較 増 ▲減	摘 要
1 決済金	2,000	97,930	95,930	9件の農地転用申請
(1) 償還金決済金	1,000	67,340	66,340	
(2) 維持管理決済金	1,000	30,590	29,590	
2 繰入金	462,400	520,288		償還金積立金ほか
3 雑収入	3,796	7,242	3,446	預金利息
4 繰越金	24,679,804	24,679,804		
合 計	25,148,000	25,305,264	157,264	

支出

1 繰出金	14,645,500	1,610,850	▲13,034,650	県ぼ地区償還金へ繰出
2 管理費	10,501,500	92,000	▲10,409,500	
3 積立金	1,000	23,602,414	23,601,414	次年度へ繰越
合 計	25,148,000	25,305,264	157,264	

② 退職給与積立金

収入

(単位:円)



款 項 目	予算額	決算額	比較 増 ▲減	摘 要
1 繰入金	1,230,000	1,230,000		一般会計より
2 雑収入	2,000	1,837	▲163	預金利息
3 繰越金	7,748,000	7,749,624	1,624	
合 計	8,980,000	8,981,461	1,461	

支出

1 退職給与金	8,979,000	33,000	▲8,946,000	辞任役員2名分
2 積立金	1,000	8,948,461	8,947,461	次年度へ繰越
合 計	8,980,000	8,981,461	1,461	

③ 研修費積立金

収入

1 繰入金	75,000	75,000		
2 雑収入	50	50		預金利息
3 繰越金	249,350	249,398	48	
合 計	324,400	324,448	48	

支出

1 研修費	323,400	0	▲323,400	
2 需用費	1,000	0	▲1,000	
3 積立金	0	324,448	324,448	次年度へ繰越
合 計	324,400	324,448	48	

④ 河川道路用地売収金積立金

収入

1 売収金	5,000	0	▲5,000	
2 雑収入	200	1,209	▲1,009	預金利息
3 繰越金	3,279,800	3,280,660	860	
合 計	3,285,000	3,281,869	▲3,131	

支出

1 繰出金	420,000	420,000		該当地区事業負担金として繰出
2 積立金	2,865,000	2,861,869	▲3,130	次年度へ繰越
合 計	3,285,000	3,281,869	▲3,130	

⑤ 管理用地使用料積立金

収入

1 雑収入	3,486	3,406	▲80	預金利息
2 繰越金	8,031,514	8,031,514		
合 計	8,035,000	8,034,920	▲80	

支出

1 需用費	10,000	0	▲10,000	
2 工事費	8,024,000	163,800	▲7,860,200	地元還元事業
3 積立金	1,000	7,871,120	7,870,120	次年度へ繰越
合 計	8,035,000	8,034,920	▲80	

⑥ 担い手育成支援事業

収入

1 助成金	5,659,000	5,659,000		国50% 県50%
2 雑収入	2,000	3,058	1,058	預金利息
3 繰越金(均等調整費)	13,641,000	13,641,000		
合 計	19,302,000	19,303,058	1,058	

支出

1 調整活動費	1,416,000	1,417,058	1,058	担い手活動助成等
2 高度化経費	283,000	283,000		施設改修等
3 負担軽減費	6,160,000	6,160,000		農林漁業資金償還分として一般会計へ
4 繰越金	11,443,000	11,443,000		償還金均等調整費
合 計	19,302,000	19,303,058	1,058	

⑦ 財政基金積立金

収入

1 繰入金	200,000	200,000		
2 雑収入	345	502	157	預金利息
3 繰越金	2,502,655	2,502,655	0	
合 計	2,703,000	2,703,157	157	

支出

1 繰出金	1,000	0	▲1,000	
2 積立金	2,702,000	2,703,157	1,157	次年度へ繰越
合 計	2,703,000	2,703,157	157	

⑧ 経営安定対策基盤整備緊急支援事業

収入

1 補助金	10,180,000	10,180,000		ほ場整備事業実施地区 利息軽減
2 雑収入	670	714	44	預金利息
3 繰入金	658,000	658,000		一般会計より事務経費
4 繰越金	12,330	12,330		
合 計	10,851,000	10,851,044	44	

支出

1 負担金軽減経費	10,180,000	10,180,000		助成金の全額を償還へ
2 事務費	671,000	656,099	▲14,901	
3 繰越金	0	14,945	14,945	事務残は次年度へ繰越
合 計	10,851,000	10,851,044	44	



① 土地改良施設適正化事業（第33期生）の実施



かんがい排水事業や圃場整備事業で設置してあります水量調節機が、経年劣化によりその機能を逸しつつあり、公平な水の分配にも支障をきたしているところもあるかと思えます。

平成21年に加入しておりました適正化事業が、ようやく平成25年度に実施されます。

事業費 450万円

ステンレス製に更新の予定です！！

② 木崎池（上池）ため池改修工事計画

中池・下池は、適正化事業により整備が完了しておりますが、上池が未整備により、春先の調査では堤体の浸食など危険な状況が指摘されております。

このことから、現在市当局と事業導入に向け、立案に取りかかったところです。事業費等はこれからの積み上げになりますが、農家負担の軽減を図りながら改修に向けて進めて参りたいと思えます。大田ほ場は、羽月川からのポンプアップによる用水と併用しております。ポンプ揚水の受益地においても、池の存在があればこそこの現状であり、改修については、地域全体での負担に御理解を賜りたいと思えます。関係受益者の皆様のご理解を切にお願いいたします。



堤体の浸食



余水吐き付近の崩壊

②の事業も③の事業も、
「今度がラストチャンス
かもしれないあ」



③ 農地環境整備事業（大田地区・国ノ十地区）

農地環境整備事業は中山間地域等、農業の生産条件が不利な地域で、営農を継続し生産性の向上が見込める農用地に耕作放棄地が介在する地域を対象としています。

伊佐市は過疎地域自立促進特措法の指定にあることから、昨年度アンケート調査を実施した大田地区並びに現在、意向調査を実施している国ノ十地区を対象に進めて参りたいと考えておりますが、大田地区・国ノ十地区ともに、全員の賛同を取り付けることは大変厳しい状況にあります。せめて10ha以上を目標とした一部団地の整備でも進められないものか、地域の機運に期待したいところです。

[事業要件]
[補助率]

概ね10ha以上で、生産区域の農地面積の割合が7割程度確保できること。
国 55% 県 30% 地元15%

※ 地元負担につきましては、市からの補助率で農家負担が変動いたします。

Ⅱ 平成24年度 賦課金及び徴収期間について

1. 賦課額 (予算額)

- (1) 経常賦課金 12,952,200 円
 10a当りの賦課額
 田：一律 1,800円 (定款で定めた天水田については1/2)
 畑：一律 900円



- (2) 特別賦課金 2,263,100 円 (ほ場整備事業工事費受益者負担分)
 10a当りの賦課額

	第二山野地	羽月地区	第二羽月地区	大口中央地区		牛の子堰 (里水系)
				一般地区	湾洲脇牟田	
返済予定額	1,860円	6,470円	7,060円	860円	規模別	0円
担い手事業	H20完了	-3,260円	-3,280円	H16完了		
経営安定事業	-1,460円	-2,630円	-3,200円	-600円	同比率	
軽減措置額	400円	580円	580円	260円	規模別	

注：牛ノ子堰本年度工事については、付帯工事が予算化され、その負担金は里用水路積立金で処理します。



2. 徴収期間と徴収方法

- (1) 徴収期間 平成24年11月20日から平成24年12月10日まで
 (2) 徴収方法 原則として集落別による徴収を行っております。

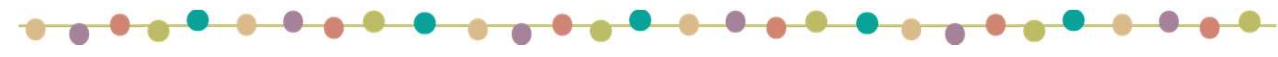
平成23年度も、賦課金徴収100%を達成できました。

JA口座からの自動振り替えも実施しておりますので事務局へお問い合わせください。

"賦課金の納入にご理解を"

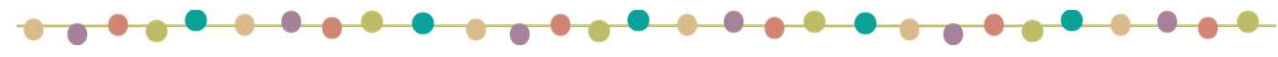
昨年度の豪雨水害による施設補修工事が本年度田植え直前まで持ち越され、繰越額も大きく減額となりました。また、担い手育成支援事業も終盤に差しかかり、一般事務費への恩恵も反当り200円の減となっております。これらの補てんはどうしても一般賦課金として徴収させていただくことになりますので何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

尚、本年度は伊佐市より用水路の管理助成金の創設や事務費等の経費削減に努めましたところ、総代会での経常賦課金承認額より、反当り50円の減額を図ることができました。今後とも皆様のご協力をよろしくお願いいたします。



経常賦課金とは・・・土地改良組合の運営費および施設の維持管理費になります。
 登記簿上、「田・畑」である以上、固定資産税と同様の扱いとなります。

特別賦課金とは・・・県営ほ場整備事業等の事業負担金です。農家の負担分を毎年分割という形で、国へ返納しております。



自己圃場の維持管理の徹底をお願いします

個人所有地の法面崩壊等において、土地改良区に修復を求められることがあります。経常賦課金には個人農地の復旧費までは入っておりませんのでご理解ください。自己の管理責任についての修復が原則です。

・日頃から自己の圃場をよく見回り、モグラ穴等、畦畔の崩壊につながる要因を未然に防ぎましょう。

・取水に当っては、時期的に水不足をきたす地区は、過灌水による垂れ流しに注意し、間断灌水の徹底に努めましょう。

不法投棄は絶対にやめましょう！

例年、水路や農道等に刈草や枯木、ゴミ等の不法投棄が見受けられます。水路や農道等の土地改良施設は皆さんの大切な財産です。ゴミ箱ではありません。こうした心無いポイ捨てはやめ、水路や農道はきれいに管理しましょう。

ゴミの不法投棄は河川法及び廃棄物処理法により処罰されます。(5年以下の懲役または1,000万円(法人には1億円まで加重ができる)以下の罰金)

こんなときは必ず届出を！！

- ◎農地の異動
(売買・交換・賃貸借等)
- ◎農業者年金受給による経営移譲
- ◎組合員の死亡・住所の変更等
- ◎農地を宅地等へ転用
- ◎公共事業(用地買収)による転用

届出がない場合は、従前の人に賦課金がかかります。

※ 農業委員会に届け出済または、法務局で既に所有権移転登記が完了であっても、土地改良区へ届出がないと土地台帳等の変更はできません。(土地改良法第43条)

※ 農地を転用する場合は、転用(地区除外)決済金が発生します。(転用により農地が減少することで、残された農地への施設管理費等の負担を軽減するため)

◇◇ 償還金の残債期間 ◇◇

大口中央地区 …… 平成27年度まで
羽月地区 …… 平成35年度まで

第二山野地区 …… 平成29年度まで
第二羽月地区 …… 平成36年度まで